

社会福祉法人 徳寿会

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

平成29年 6月17日 施行

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人徳寿会の役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員に対する報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報 酬)

第2条 役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）が理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会等（以下「会議等」という。）の法人の用務に出席したときは、報酬を支給する。

2 報酬の額は次のとおりとする。

- (1) 理 事 1回 10,000円
- (2) 監 事 1回 10,000円
- (3) 評議員 1回 10,000円
- (4) 評議員選任・解任委員 1回 10,000円

(費用弁償)

第3条 役員等が、用務の遂行のため市外に出張したときは、その役員等に対し旅費を支給する。

2 役員等のうち市外在住である者が、会議等に出席したときは交通費を支給する。

3 前項の規定による交通費の支給について、同日に引き続いて別の会議等に出席したときは、いずれか一つの交通費の額とする。

4 役員等のうち市内在住である者が、公共交通機関を利用して会議等に出席したときは実費を支給する。

(旅費の種類等)

第4条 旅費の種類は、交通費及び宿泊料とし、その額は次によるものとする。

- (1) 交通費 鉄道賃、車賃等の実費
- (2) 宿泊料 ア 指定された宿泊施設に宿泊する場合はその実費
イ その他について1泊12,000円

(旅費の計算等)

第5条 旅費の計算等は、職員に適用する旅費規程を準用する。

附 則

この規程は、平成15年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月17日から施行する。